

令和6年度横浜市職員（社会人） 採用試験 受験案内

◆募集職種◆

事務、社会福祉、心理、デジタル、土木、建築、機械、
電気、造園、環境、衛生監視員(獣医師免許所持者)、
保育士、保健師、学校栄養、学校事務

◆ 申込受付期間 ※インターネット受付

令和6年8月13日（火）午前10時00分～8月27日（火）午前10時00分

※ 横浜市電子申請・届出システムによる申込みから「令和6年度横浜市職員採用試験・選考専用サイト（以下「専用サイト」という。）」による申込受付に変わりました。

（8月27日（火）午前10時00分までに専用サイトに到達したもので有効。）

※ 申込締切直前は、アクセスが集中することが予想されるため、余裕をもって申し込んでください。

いかなる場合でも締切を過ぎてからの申込みはできません。

◆ 第一次試験（適性検査（SPI3））

令和6年8月30日（金）～9月13日（金）のうち、各受験者が選択する日に受検

試験場所：各受験者が選択する会場（リアル会場または自宅等のオンライン会場〈P15 参照〉）

※ 適性検査（SPI3）はテストセンター方式で実施します。予約が混みあうことが予想されますので、十分に余裕を持って申込みを行ってください。いかなる場合も、期日を過ぎてからの受検はできません。

※ 前回結果を送信する場合は、令和6年9月13日（金）23時59分までに送信を完了するようにしてください。

◆ 最終合格発表（予定）

令和6年12月6日（金）

◆注意事項◆

※1 横浜市人事委員会が実施する採用試験については、試験区分や受験の有無に関わらず、当該年度にいずれか1つしか申し込むことはできません。ただし、「障害のある人を対象とした横浜市職員採用選考」及び「横浜市育児休業代替任期付職員採用候補者選考」については、重複して受験することができます。

※2 申込締切直前は、アクセスが集中することが予想されるため、余裕をもって申し込んでください。いかなる場合でも締切を過ぎてからの申込みはできません。

【今年度の主な変更点】次ページを御確認ください。

令和6年度横浜市職員（社会人）採用試験 今年度の主な変更点

試験科目の変更

全ての区分において、第一次試験をSPI3で実施します。また、第二次試験科目の論文を廃止します。

令和6年度	事務	事務以外
第一次試験	適性検査（SPI3）※	
第二次試験	プレゼンテーション	面接（プレゼンテーションを含みます。）
第三次試験	面接	

※ テストセンター方式のため、リアル会場または自宅等のオンライン会場での受検が可能です。

年齢要件・受験資格の変更

受験資格については、P4～12を御確認ください。

<保育士区分（P4、5及び10）>

（新）令和6年度	（旧）令和5年度
31歳から60歳まで ※	35歳から60歳まで

※ 年齢要件は、令和7年4月1日時点のものです。

<心理区分（P4、5及び7）>

資格に「公認心理師の登録を受けたもの」を新たに追加します。

<デジタル区分（P4、5及び9）>

申込締切までの間に合格していることが必要な試験に、「基本情報技術者試験」を含まない取扱いとします。

<保健師区分（P4、5及び11）>

（新）令和6年度	（旧）令和5年度
保健師、助産師又は看護師として直近7年中5年以上の職務経験を有し、保健師免許を試験申込締切までに有する者	保健師免許を取得した後、保健師、看護師又は助産師としての職務経験を直近7年中5年以上有する者

採用予定数の変更

	（新）8月13日（火）時点	（旧）5月27日（月）記者発表時点
事務	45人程度	35人程度
社会福祉	25人程度	20人程度
心理	数人	10人程度
土木	10人程度	15人程度
建築	数人	5人程度
電気	10人程度	15人程度
衛生監視員 （獣医師免許所持者）	数人	10人程度
保育士	30人程度	10人程度

※ 採用予定数については、現時点における予定に基づくもので、今後変わることがあります。

申込システム上の変更

	（新）令和6年度	（旧）令和5年度
プレエントリー	必要	—
申込みの取下げ	不可	可

1 試験区分、採用予定数及び職務概要

試験区分	採用予定数	職務概要
事務	45人程度	区役所や局などに配属され、一般行政事務に従事します。
社会福祉	25人程度	主に、区役所（福祉保健センター）、児童相談所等の専門相談機関、社会福祉施設、局などで、相談支援、調査、指導、福祉に関する企画・立案などの業務に従事します。
心理	数人	主に、児童相談所や教育委員会事務局などで、相談・支援及び心理診断、心理治療などの業務に従事します。
デジタル	数人	主に、ICT利活用施策の企画立案及び行政デジタル化の推進、庁内各種システムの開発・運用等に関する事務に従事します。
土木	10人程度	主に、総合的な都市整備や、道路、河川、上下水道、港湾、地下鉄などの計画・建設において、土木関係の専門的技術の業務に従事します。
建築	数人	主に、総合的な都市整備や、公共施設（庁舎・学校・地下鉄など）の建設、開発・建築指導などの業務に従事します。
機械	10人程度	主に、廃棄物処理施設や下水処理施設、港湾施設、市営住宅・庁舎、浄水場、地下鉄車両・駅施設などの機械設備について、設計・管理などの業務に従事します。深夜業を含む交替制勤務もあります。
電気	10人程度	主に、廃棄物処理施設や下水処理施設、港湾施設、市営住宅・庁舎、浄水場、地下鉄車両・駅施設などの電気設備（主に強電）について、設計・管理などの業務に従事します。深夜業を含む交替制勤務もあります。
造園	数人	主に、都市公園や緑地、街路樹に係る設計・工事監督・維持管理及び開発に伴う緑化協議などの業務に従事します。
環境	数人	主に、工場の規制指導、大気・水質等の理化学分析、上下水処理等の水質管理、生態系や環境保全のための調査研究、地球温暖化対策など環境施策に係る企画・立案などの業務に従事します。
衛生監視員 (獣医師免許 所持者)	数人	主に、動物愛護センターにおける動物の健康管理などの業務や、食肉衛生検査所におけると畜検査などの業務に従事します。また、医療局や区役所、市場などで、食品関係施設や環境衛生関係施設などに対する監視指導・検査や、動物の保護管理等の業務に従事します。
保育士	30人程度	保育所、一時保護所、児童養護施設、母子生活支援施設などで保育業務に従事します。施設によって深夜業を含む交替制勤務もあります。
保健師	5人程度	区役所（福祉保健センター）などで母子、高齢者、障害者等の保健福祉に関する相談・支援のほか、専門性を生かし、地域活動を通じた市民の健康づくりをサポートする業務や感染症対応などの健康危機管理業務に従事します。
学校栄養	5人程度	小学校・義務教育学校・特別支援学校などで、学校給食の献立作成、栄養指導など給食管理全般に関する業務に従事します。
学校事務	5人程度	市立の小・中・義務教育・特別支援学校で学校事務（庶務・経理・給与事務などを通じた学校経営への参画）に従事します。

※ 配属にあたっては能力、適性、実績を活かして幅広い分野の職場へ配属される可能性があります。

※ 採用予定数については、現時点における予定に基づくもので、今後変わることがあります。

【注意事項】

- (1) 機械、電気、保育士以外の職種も交替制勤務などを要する職場に配属されることがあります。
- (2) 企業局を含む、横浜市の全組織に配属される可能性があります。
- (3) **複数の申込みはできません（複数の申込みをした場合、最初に申請を受付した申込内容を有効とします。）。**

2 受験資格

- ◆ 試験の過程で、受験資格がないことが明らかになった場合は、それ以降の試験は受験できません。この場合、受験を辞退したものと扱います。
- ◆ 最終合格発表後に受験資格を満たしていないことが判明した場合は、合格を取り消します。
- ◆ 横浜市人事委員会が実施する採用試験については、試験区分や受験の有無に関わらず、当該年度にいずれか1つしか申し込むことはできません。ただし、「障害のある人を対象とした横浜市職員採用選考」及び「横浜市育児休業代替任期付職員採用候補者選考」については、重複して受験することができます。

(1) 全区分共通

ア 年齢要件

試験区分	年齢要件	国籍	その他 ※最終合格発表後、受験資格が確認できる次の書類を提出できる人
事務、土木、建築、機械、電気、造園、環境、学校事務	1964年（昭和39年）4月2日から1994年（平成6年）4月1日までに出生した人	問いません	・ 職歴証明書
社会福祉			・ 職歴証明書 ・ 社会福祉士又は精神保健福祉士の登録証の写し
心理			・ 職歴証明書 ・ (2)ウの別表1に掲げるいずれかの卒業若しくは修了証明書又は公認心理師登録証の写し
デジタル			・ 職歴証明書 ・ (2)エの別表2に掲げるいずれかの試験に合格していることを証明するものの写し
衛生監視員（獣医師免許所持者）		日本国籍を有する人	・ 職歴証明書 ・ 獣医師免許証の写し
保健師		問いません	・ 職歴証明書 ・ 保健師免許証の写し
保育士			・ 職歴証明書 ・ 保育士証（保育士登録証）又は国家戦略特別区域限定保育士登録証の写し
学校栄養	・ 職歴証明書 ・ 栄養士又は管理栄養士免許証の写し		

外国籍職員の担当業務については、20、21ページを参照してください。

※ なお、勤務・活動経験及び資格登録・学歴・免許取得の証明ができなかった場合は、採用することができません。

イ 次の(ア)、(イ)に該当する人は受験できません。

(ア) 地方公務員法第16条の欠格条項に該当する者

地方公務員法（抜粋）

（欠格条項）

第十六条

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者

四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(イ) 平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

試験区分ごとの詳しい受験資格などは、6～12 ページで確認してください。

(2) 試験区分ごとの受験資格

ア 事務、土木、建築、機械、電気、造園、環境、学校事務

(ア) 又は (イ) に該当する人

(ア) 民間企業等における職務経験を 2017 年 8 月 1 日から 2024 年 7 月 31 日までの間に **5 年以上** 有する人

【職務経験について】

- ・「民間企業等における職務経験」には、会社員、自営業者、アルバイト、パートタイマー、公務員等としての経験が該当します。また、財団法人、社団法人、NPO 法人等の経験も含まれます。
- ・「5 年以上」とは、それぞれの企業・団体等で休憩時間を除き、週 30 時間以上の勤務を 2 年以上継続し、これらの経験が通算で 5 年以上であることを要します（同時期に複数の企業・団体等に勤務していた場合は、労働契約の相手方が同一である場合を除き、いずれか一方の勤務期間のみを職務経験とします。）。

(イ) 青年海外協力隊等としての活動経験を 2017 年 8 月 1 日から 2024 年 7 月 31 日までの間に **2 年以上** 有する人

【活動経験について】

- ・「青年海外協力隊等としての活動経験」には、日系社会青年ボランティアとしての経験のほか、非営利団体を通じ、海外での国際貢献活動に従事した経験を含みます。
- ・「2 年以上」とは、継続した 2 年以上の期間であることを要します（留学としての期間は除きます。）。

イ 社会福祉

(ア) 又は (イ) に該当する人

(ア) 社会福祉士又は精神保健福祉士の登録を受けた後、社会福祉施設等における相談援助に関する職務経験を 2017 年 8 月 1 日から 2024 年 7 月 31 日までの間に **5 年以上** 有する人

【職務経験について】

- ・「社会福祉施設等」には、児童福祉施設、高齢者福祉施設、障害者福祉施設、精神保健福祉施設、医療機関、社会福祉協議会などが該当します。
- ・「相談援助に関する職務経験」の具体例
(該当する主な職務経験)
上記施設でのケアマネジャー、ソーシャルワーカー、生活相談員、支援相談員の業務。
(該当しない職務経験)
 - ・上記施設での勤務であるが、施設の利用者又はその家族等への生活の助言・指導等相談援助業務に直接的に携わっていない場合（介護職員など）。
 - ・保育所で保育士として従事していた場合
- ・「5 年以上」とは、社会福祉士又は精神保健福祉士の登録を受けた後、それぞれの社会福祉施設等で休憩時間を除き、週 30 時間以上の勤務を 1 年以上継続し、これらの経験が通算で 5 年以上であることを要します（同時期に複数の社会福祉施設等に勤務していた場合は、労働契約の相手方が同一である場合を除き、いずれか一方の勤務期間のみを職務経験とします。）。

(イ) 社会福祉士又は精神保健福祉士の登録を受けた後、青年海外協力隊等として海外の社会福祉施設等における相談援助に関する活動経験を 2017 年 8 月 1 日から 2024 年 7 月 31 日までの間に **2 年以上** 有する人

【活動経験について】

- ・「青年海外協力隊等として海外の社会福祉施設等における相談援助に関する活動経験」には、日系社会青年ボランティアとしての海外の社会福祉施設等における相談援助に関する活動経験のほか、非営利団体を通じ、海外の社会福祉施設等における相談援助に従事した経験を含みます。
- ・「2 年以上」とは、継続した 2 年以上の期間であることを要します（留学としての期間は除きます。）。

ウ 心理

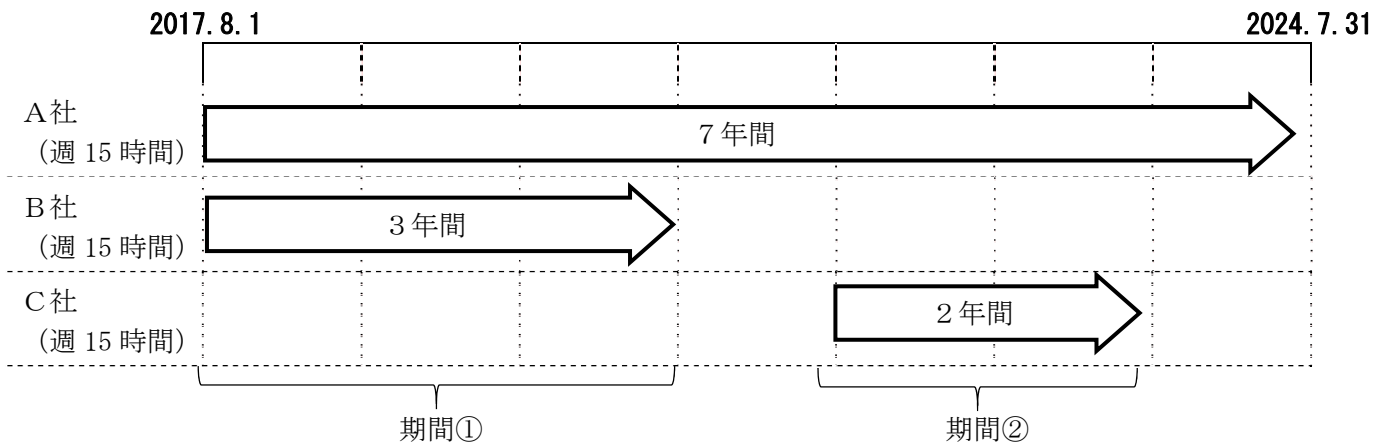
(ア) 又は (イ) に該当する人

(ア)【別表 1】に挙げるいずれかに該当し、福祉・司法・教育・医療施設における心理診断等に関する職務経験を 2017 年 8 月 1 日から 2024 年 7 月 31 日までの間に5 年以上有する人

【職務経験について】

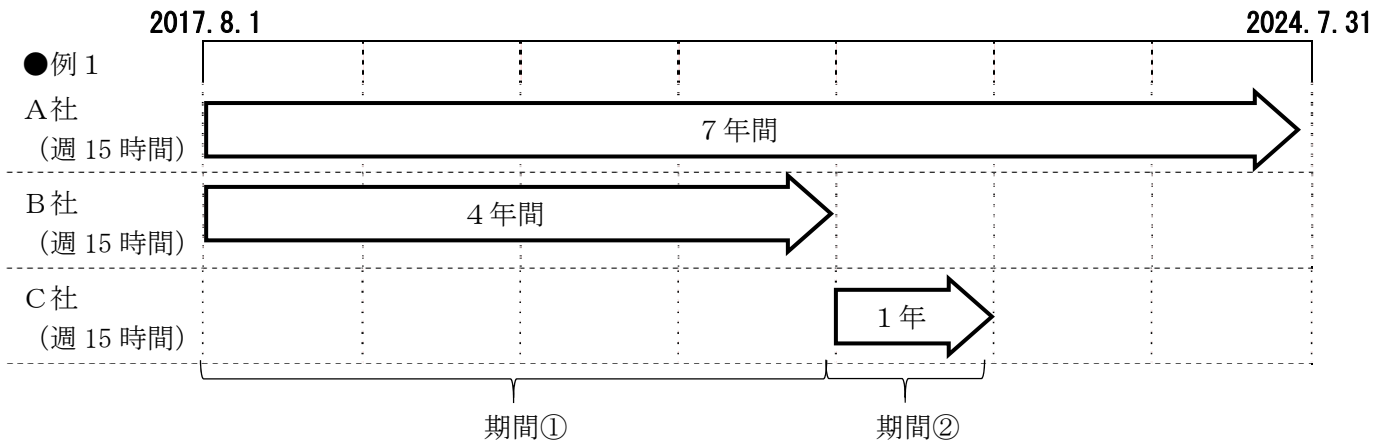
- 「福祉・司法・教育・医療施設」には、以下の施設が該当します。
福祉…児童相談所、児童養護施設など
司法…家庭裁判所、少年鑑別所、少年院など
教育…学校、教育委員会など
医療…総合病院精神科・小児科、精神科クリニックなど
- 「心理診断等に関する職務経験」の具体例
(該当する主な職務経験)
上記施設での心理診断、心理ケア及びコンサルテーションなどの業務。
(該当しない職務経験)
学校等での勤務であるが、主に心理診断等に関する業務に直接的に携わっていない場合（教員業務における生徒からの相談など。）。
- 「5 年以上」とは、それぞれの企業・団体等で休憩時間を除き、週 30 時間以上の勤務（※）を 2 年以上継続し、これらの経験が通算で 5 年以上であることを要します（同時期に複数の企業・団体等に週 30 時間以上勤務していた場合は、いずれか一方の勤務期間のみを職務経験とします。）。
※ 同時期に複数の企業・団体等に勤務し、それぞれの企業・団体等における週の勤務時間は 30 時間未満であり、それらの勤務時間を合計すると週 30 時間以上となる場合を含みます。ただし、勤務した期間が 2 年未満の企業・団体等の経験は、週の勤務時間の合計に含めることはできません。

【受験資格を満たす例】

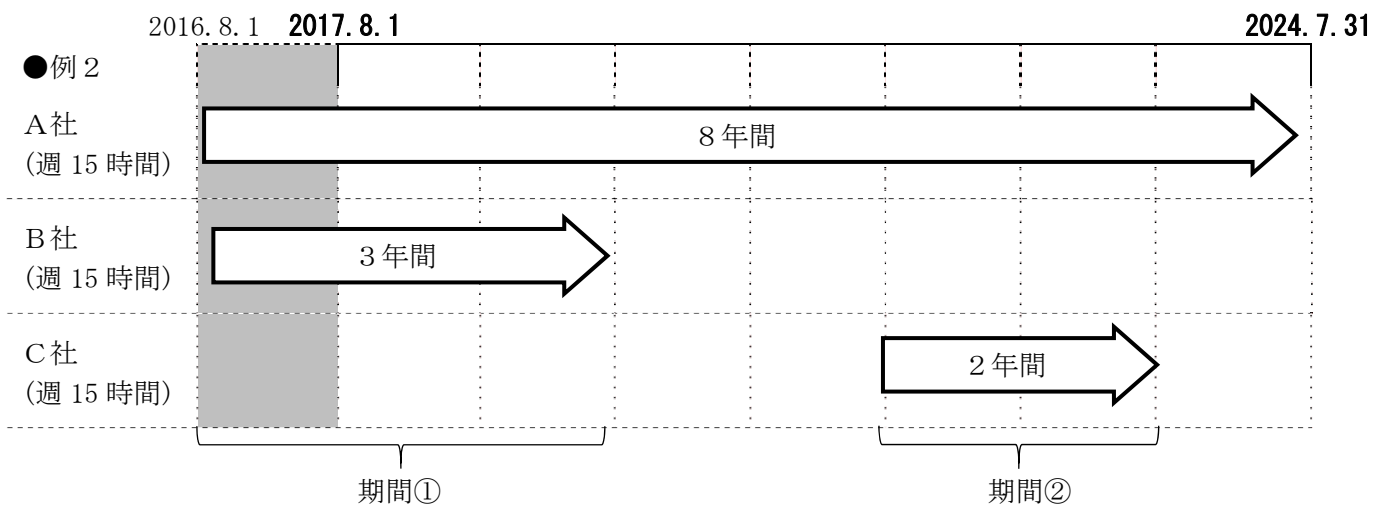


⇒期間①（3 年間）と期間②（2 年間）はそれぞれ週の勤務時間が 30 時間以上であり、A 社・B 社・C 社の勤務期間はいずれも 2 年以上継続していることから、通算して 5 年間の職務経験として扱います。

【受験資格を満たさない例】



⇒期間①（４年間）と期間②（１年間）はそれぞれ週の勤務時間が 30 時間以上ですが、C 社での勤務は 2 年未満であるため、通算することができず、期間①の 4 年間のみを職務経験として扱います。



⇒期間①（３年間）と期間②（２年間）はそれぞれ週の勤務時間が 30 時間以上であり、A 社・B 社・C 社の勤務期間はいずれも 2 年以上継続していますが、期間①のうち 1 年間は受験資格に該当しない時期にあたるため、職務経験の通算は 4 年間（5 年未満）です。

(イ)【別表 1】に挙げるいずれかに該当し、青年海外協力隊等として海外の福祉・司法・教育・医療施設における心理診断等に関する活動経験を 2017 年 8 月 1 日から 2024 年 7 月 31 日までの間に 2 年以上有する人

【活動経験について】

- ・「青年海外協力隊等として海外の福祉・司法・教育・医療施設における心理診断等に関する活動経験」には、日系社会青年ボランティアとして海外の福祉・司法・教育・医療施設における心理診断等に関する活動経験のほか、非営利団体を通じ、海外の福祉・司法・教育・医療施設における心理診断等に関する活動に従事した経験を含みます。
- ・「2 年以上」とは、継続した 2 年以上の期間であることを要します（留学としての期間は除きます）。

【別表 1】

1	学校教育法による大学における、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者
2	学校教育法による大学院における、心理学を専攻する研究科又はこれに相当する課程を修めて修了した者
3	外国の大学における、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者
4	公認心理師法の規定による公認心理師の登録を受けた者

エ デジタル

(ア) 又は (イ) に該当する人

(ア) 独立行政法人情報処理推進機構が実施する(2004年1月以前に(財)日本情報処理開発協会が実施したものを含む。)、【別表2】に挙げるいずれかの試験に2001年から申込み締切までの間に合格(見込み不可。)し、かつ、民間企業等における職務経験を2017年8月1日から2024年7月31日までの間に5年以上有する人

【職務経験について】

- ・「民間企業等における職務経験」には、会社員、自営業者、アルバイト、パートタイマー、公務員等としての経験が該当します。また、財団法人、社団法人、NPO法人等の経験も含まれます。
- ・「5年以上」とは、それぞれの企業・団体等で休憩時間を除き、週30時間以上の勤務を2年以上継続し、これらの経験が通算で5年以上であることを要します(同時期に複数の企業・団体等に勤務していた場合は、労働契約の相手方が同一である場合を除き、いずれか一方の勤務期間のみを職務経験とします。)

(イ) 独立行政法人情報処理推進機構が実施する(2004年1月以前に(財)日本情報処理開発協会が実施したものを含む。)、【別表2】に挙げるいずれかの試験に2001年から申込み締切までの間に合格(見込み不可。)し、かつ、青年海外協力隊等としての活動経験を2017年8月1日から2024年7月31日までの間に2年以上有する人

【活動経験について】

- ・「青年海外協力隊等としての活動経験」には、日系社会青年ボランティアとしての経験のほか、非営利団体を通じ、海外での国際貢献活動に従事した経験を含みます。
- ・「2年以上」とは、継続した2年以上の期間であることを要します(留学としての期間は除きます。)

【別表2】

1	応用情報技術者試験	2	ITストラテジスト試験
3	システムアーキテクト試験	4	プロジェクトマネージャ試験
5	ネットワークスペシャリスト試験	6	データベーススペシャリスト試験
7	エンベデッドシステムスペシャリスト試験	8	ITサービスマネージャ試験
9	システム監査技術者試験	10	情報処理安全確保支援士試験
11	情報セキュリティスペシャリスト試験	12	システムアナリスト試験
13	アプリケーションエンジニア試験	14	ソフトウェア開発技術者試験
15	テクニカルエンジニア試験 (ネットワーク、データベース、システム管理、 エンベデッドシステム、情報セキュリティのい ずれか)	16	情報セキュリティアドミニストレー タ試験
17	上級システムアドミニストレータ試験		

※ 「基本情報技術者試験」は含まれません。

オ 衛生監視員（獣医師免許所持者）

（ア）又は（イ）に該当し、日本国籍を有する人

（ア）獣医師法の規定による獣医師の免許を取得した後、民間企業、病院等における獣医師としての職務経験を2017年8月1日から2024年7月31日までの間に5年以上有する人

【職務経験について】

- ・「民間企業、病院等における獣医師としての職務経験」には、会社員、公務員、勤務医、開業医、アルバイト、パートタイマー等としての経験が該当します。また、財団法人、社団法人、NPO法人等の経験も含まれます。
- ・「5年以上」とは、獣医師法の規定による獣医師の免許を取得した後、それぞれの施設等で休憩時間を除き、週30時間以上の勤務を1年以上継続し、これらの経験が通算で5年以上であることを要します（同時期に複数の企業・病院等に勤務していた場合は、労働契約の相手方が同一である場合を除き、いずれか一方の勤務期間のみを職務経験とします。）。

（イ）獣医師法の規定による獣医師の免許を取得した後、青年海外協力隊等として海外の民間企業、病院等における獣医師としての活動経験を2017年8月1日から2024年7月31日までの間に2年以上有する人

【活動経験について】

- ・「青年海外協力隊等として海外の民間企業、病院等における獣医師としての活動経験」には、日系社会青年ボランティアとしての海外の民間企業、病院等における獣医師としての活動経験のほか、非営利団体を通じ、海外の民間企業、病院等における獣医師としての活動に従事した経験を含みます。
- ・「2年以上」とは、継続した2年以上の期間であることを要します（留学としての期間は除きます。）。

カ 保育士

（ア）又は（イ）に該当する人

（ア）児童福祉法の規定による保育士又は国家戦略特別区域法の規定による国家戦略特別区域限定保育士の登録を受けた後、保育所等で保育士、保育教諭又は幼稚園教諭としての職務経験を2017年8月1日から2024年7月31日までの間に5年以上有する人

【職務経験について】

- ・「保育所等」には、保育所、児童福祉施設、家庭的保育事業所、小規模保育事業所、事業所内保育事業所、児童養護施設、児童相談所、認定こども園、乳児院、幼稚園、許可外保育施設などが該当します。
- ・「保育士、保育教諭又は幼稚園教諭としての職務経験」には、会社員、公務員、アルバイト、パートタイマー等としての経験が該当します。また、財団法人、社団法人、NPO法人等の経験も含まれます。
- ・「5年以上」とは、保育士又は国家戦略特別区域限定保育士の登録を受けた後、それぞれの施設等で休憩時間を除き、週30時間以上の勤務を1年以上継続し、これらの経験が通算で5年以上であることを要します（同時期に複数の保育所等に勤務していた場合は、労働契約の相手方が同一である場合を除き、いずれか一方の勤務期間のみを職務経験とします。）。

（イ）児童福祉法の規定による保育士又は国家戦略特別区域法の規定による国家戦略特別区域限定保育士の登録を受けた後、青年海外協力隊等として海外の保育所等における保育士又は幼稚園教諭としての活動経験を2017年8月1日から2024年7月31日までの間に2年以上有する人

【活動経験及び保育士登録について】

- ・「青年海外協力隊等として海外の保育所等における保育士又は幼稚園教諭としての活動経験」には、日系社会青年ボランティアとして、海外の保育所等における保育士又は幼稚園教諭としての活動経験のほか、非営利団体を通じ、海外の保育所等における保育士又は幼稚園教諭としての活動に従事した経験を含みます。
- ・「2年以上」とは、継続した2年以上の期間であることを要します（留学としての期間は除きます。）。
- ・2025年3月31日時点で、保育士の登録（国家戦略特別区域限定保育士の登録の日から起算して3年を経過したものを含む）又は神奈川県内における国家戦略特別区域限定保育士の登録を受けていることを要します。

キ 保健師

(ア) 又は (イ) に該当する人

(ア) 保健師助産師看護師法の規定による保健師免許を申込み締切までの間に取得し、民間企業、病院、自治体等における保健師、看護師又は助産師としての職務経験を 2017 年 8 月 1 日から 2024 年 7 月 31 日までの間に **5 年以上**有する人

【職務経験について】

- ・「民間企業、病院、自治体等における保健師、看護師又は助産師としての職務経験」には、会社員、公務員、アルバイト、パートタイマー等としての経験が該当します。また、財団法人、社団法人、NPO 法人等の経験も含まれます。

(受験資格に該当しない職務経験)

病院等での勤務であるが、保健師、看護師又は助産師の資格を要する業務に直接的に携わっていない場合（医療機関における事務職員など。）。

- ・「5 年以上」とは、それぞれの施設等で休憩時間を除き、週 30 時間以上の勤務を 1 年以上継続し、これらの経験が通算で 5 年以上であることを要します（同時期に複数の企業・病院等に勤務していた場合は、労働契約の相手方が同一である場合を除き、いずれか一方の勤務期間のみを職務経験とします。）。

(イ) 保健師助産師看護師法の規定による保健師免許を申込み締切までの間に取得し、青年海外協力隊等として海外の民間企業、病院等における保健師、看護師又は助産師としての活動経験を 2017 年 8 月 1 日から 2024 年 7 月 31 日までの間に **2 年以上**有する人

【活動経験について】

- ・「青年海外協力隊等として海外の民間企業、病院等における保健師、看護師又は助産師としての活動経験」には、日系社会青年ボランティアとしての海外の民間企業、病院等における保健師、看護師又は助産師としての活動経験のほか、非営利団体を通じ、海外の民間企業、病院等における保健師、看護師又は助産師としての活動に従事した経験を含みます。
- ・「2 年以上」とは、継続した 2 年以上の期間であることを要します（留学としての期間は除きます。）。

ク 学校栄養

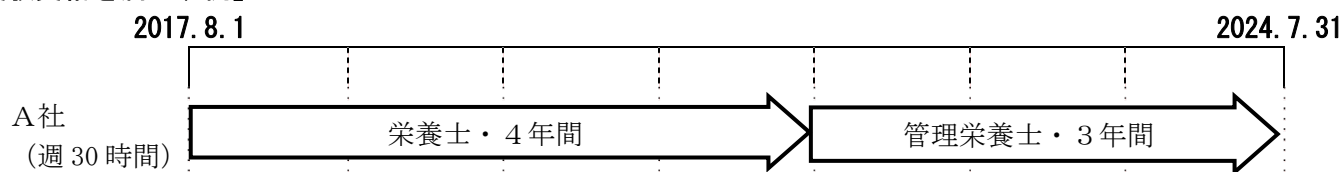
(ア) 又は (イ) に該当する人

(ア) 栄養士法の規定による栄養士又は管理栄養士の免許を取得した後、民間企業、病院、自治体等における栄養士又は管理栄養士としての職務経験を 2017 年 8 月 1 日から 2024 年 7 月 31 日までの間に **5 年以上** 有する人

【職務経験について】

- ・「民間企業、病院、自治体等における栄養士又は管理栄養士としての職務経験」には、学校勤務での栄養職員、教育職員免許法の規定による栄養教諭のほか、会社員、公務員、アルバイト、パートタイマー等としての経験が該当します。また、財団法人、社団法人、NPO 法人等の経験も含まれます。
- ・「5 年以上」とは、栄養士法の規定による栄養士又は管理栄養士の免許を取得した後、それぞれの施設等で休憩時間を除き、週 30 時間以上の勤務を 2 年以上継続し、これらの経験が通算で 5 年以上であることを要します（同時期に複数の企業・病院等に勤務していた場合は、労働契約の相手方が同一である場合を除き、いずれか一方の勤務期間のみを職務経験とします。）。

【受験資格を満たす例】



⇒ 栄養士として 4 年間、管理栄養士として 3 年間勤務しているような場合も、栄養士及び管理栄養士の勤務年数をそれぞれ職務経験として扱います。

(イ) 栄養士法の規定による栄養士又は管理栄養士の免許を取得した後、青年海外協力隊等として海外の民間企業、病院等における栄養士又は管理栄養士としての活動経験を 2017 年 8 月 1 日から 2024 年 7 月 31 日までの間に **2 年以上** 有する人

【活動経験について】

- ・「青年海外協力隊等として海外の民間企業、病院等における栄養士又は管理栄養士としての活動経験」には、日系社会青年ボランティアとしての海外の民間企業、病院等における栄養士又は管理栄養士としての活動経験のほか、非営利団体を通じ、海外の民間企業、病院等における栄養士又は管理栄養士としての活動に従事した経験を含みます。
- ・「2 年以上」とは、継続した 2 年以上の期間であることを要します（留学としての期間は除きます。）。

受験資格にかかる経験年数については、必ず次ページで確認してください。

～ 受験資格にかかる経験年数について ～

重要

エントリーシートを入力する前に必ず確認してください！

受験資格がないことが明らかになった場合は、その後の試験は受験できません。最終合格発表後に受験資格を満たしていないことが判明した場合、合格を取り消します。

専用サイトに記載されている「よくある質問」も併せて必ず確認してください。

それ以外の不明な点は、人事委員会事務局任用課にお問い合わせください。

① 受験資格算入期間・・・2017年8月1日から2024年7月31日まで

- ・受験資格算入期間は直近7年（2017年8月1日から2024年7月31日まで）です。この期間外の経験は、受験資格に定める職務経験に算入できません。
- ・育児・介護休業、産前産後の休業期間の取扱いについては、②を参照してください。

② 継続勤務・活動要件・・・それぞれの企業・団体等において2年以上継続している勤務・活動（社会福祉、衛生監視員（獣医師免許所持者）、保育士及び保健師区分の勤務については1年以上）

【年数計算の方法】

- ・年数は、勤務・活動を開始した日（起算日）から翌年の起算日に相当する日の前日（応当日前日）までを1年として計算します。
(例) 2021. 2. 1～2023. 1. 31 → 2年 2020. 9. 7～2023. 9. 6 → 3年
- ・月数は、起算日から翌月の応当日前日までを1月として計算します。
(例) 2017. 8. 16～2023. 7. 15 → 5年11月
※ 起算日が30日又は31日で、2月末日まで勤務していた場合は、2月末日を応当日前日とみなします。
(例) 2018. 7. 31～2022. 2. 28 → 3年7月
- ・勤務・活動を終了した月において応当日前日より前に勤務・活動が終了した場合は、その月の前月の応当日前日までの月数を計算し、残りの日数は切り捨てます。ただし、残りの日数が30日になる場合は1月として計算します。
(例) 2020. 10. 30～2023. 5. 23…2年6月+24日 → 2年6月
2018. 8. 2～2023. 5. 31…4年9月+30日 → 4年10月

【育児・介護休業と産前産後の休業の取扱いについて】

〈育児・介護休業〉

2017年8月1日から2024年7月31日までの間に育児・介護休業を取得した期間がある場合は、休業後に引き続き同一企業等に復職した場合に限り、職務経験に含めることができます。

なお、休業期間がある場合は、必ずエントリーシートの指定の入力欄に入力してください。

〈産前産後の休業〉

産前産後の休業期間は、継続して勤務・活動している期間を職務経験に含めることができます。

※ 産前産後の休業とは、労働基準法第65条に基づくものをいいます。

【受験資格の参入について】

2年未満の職務経験は、受験資格として算入できません。

※ 社会福祉、衛生監視員（獣医師免許所持者）、保育士及び保健師区分は1年未満

(例) 2021. 8. 1～2023. 6. 30…1年11月 → 0年

ただし、同一の雇用者に実態として2年以上継続して雇用されながら、契約更新を繰り返す有期雇用契約などにより、更新に際し空白期間（1年につき7日間以内に限る。）が設けられた場合、空白期間の前後の従事した期間を合算した場合にその期間が2年以上であれば、その期間を職務経験に通算することができます。

- ・2017年7月31日以前から2年以上継続している勤務・活動については、2017年8月1日以降の期間に限り職務経験に算入することができます。
(例) 2013. 4. 1～2018. 12. 31の勤務・活動 → 2017. 8. 1～2018. 12. 31の1年5月を職務経験に算入可。
- ・連続した1月以上の無給の休業期間（産前産後の休業及び育児・介護休業を除く）は、職務経験に含むことはできません。休業期間がある場合は、期間が分かるように入力してください（次頁エントリーシート入力例参照）。
- ・同じ企業・団体等の勤務・活動の中に1月以上の無給の休業期間がある場合、休業期間前後の勤務・活動は継続するものとします。
- ・出向等の期間がある場合、期間及び出向先が分かるように記載してください（次頁エントリーシート入力例参照）。

③ 職務・活動経験年数要件…①・②を満たす職務・活動経験が通算で民間企業等での職務経験：5年以上
又は 国際貢献活動経験：2年以上

(例1) A社：2009.1.1～2019.2.28…1年7月 B社：2019.3.1～2023.6.30…4年4月
1年7月+4年4月 → 5年11月 (※下記エントリーシート入力例1参照)

(例2) A社：2011.2.7～2020.5.6 (無給の休業期間2月) …2年7月 (無給の休業期間2月は職務経験に含まない)
B社：2020.12.1～2024.3.31…3年4月
2年7月+3年4月 → 5年11月 (※下記エントリーシート入力例2参照)

(例3) A社：2015.1.1～2023.2.28 (2年間の育児休業を1回、1年間の育児休業を1回取得。休業取得後復職あり)
…5年7月 (育児休業取得後に同一企業等に復職しているため、休業期間を受験資格該当職務経験として通算可能)
→ 5年7月 (※下記エントリーシート入力例3参照)

【エントリーシート入力例1】

勤務・活動期間	勤務・活動年数	受験資格該当年数	勤務・活動先など	職務・活動内容、役職など(簡潔に)	雇用形態
2009年1月1日から 2019年2月28日まで	10年2月	1年7月	(株) A社 (2014.8.1～2017.2.28 〇〇商会(株)に出向)	経理部門に勤務し、伝票処理のマニュアルを作成。出向先では財務諸表の作成に携わった。	正社員
2019年3月1日から 2023年6月30日まで	4年4月	4年4月	(有) B社	主任として、在庫管理を担当。△△支店に異動後、経理研修の企画立案を行う。	正社員
受験資格該当年数 (通算)		5年11月	← 2017年8月1日から2024年7月31日までの受験資格に該当する勤務・活動年数を通算してください。		

【エントリーシート入力例2】

勤務・活動期間	勤務・活動年数	受験資格該当年数	勤務・活動先など	職務・活動内容、役職など(簡潔に)	雇用形態
2011年2月7日から 2020年5月6日まで	9年3月	2年7月	(株) A社	経理部門に勤務し、伝票処理のマニュアルを作成。	正社員
2020年12月1日から 2024年3月31日まで	3年4月	3年4月	(有) B社	主任として、在庫管理を担当。△△支店に異動後、経理研修の企画立案を行う。	正社員
受験資格該当年数 (通算)		5年11月	← 2017年8月1日から2024年7月31日までの受験資格に該当する勤務・活動年数を通算してください。		

順序	休業・休職期間	休業・休職年数	種類
1	2018年10月1日から 2018年11月30日まで	0年2月	病気休業

【エントリーシート入力例3】

勤務・活動期間	勤務・活動年数	受験資格該当年数	勤務・活動先など	職務・活動内容、役職など(簡潔に)	雇用形態
2015年1月1日から 2023年2月28日まで	8年2月	5年7月	(株) A社	経理部門に勤務し、伝票処理のマニュアルを作成。	正社員
受験資格該当年数 (通算)		5年7月	← 2017年8月1日から2024年7月31日までの受験資格に該当する勤務・活動年数を通算してください。		

順序	休業・休職期間	休業・休職年数	種類
1	2017年10月1日から 2019年9月30日まで	2年0月	育児休業
2	2021年6月1日から 2022年5月31日まで	1年0月	育児休業

3 試験の日時、会場及び合格発表

- ◆日程は予定のため、変更する可能性があります。
- ◆第二次試験以降の日時の変更は受け付けることができません。
- ◆合格者の決定及び配点については、P20 を御確認ください。

(1) 事務

	日 時	合格発表日
第一次試験	適性検査（SPI3）〈テストセンター方式〉 8月30日（金）～9月13日（金）のうち各受験者が選択する日	10月2日（水） 午前10時
第二次試験	プレゼンテーション 10月12日（土）、13日（日）、19日（土）のうち人事委員会事務局 がいずれか1日を指定 ※ 詳細については、P18 参照。	11月1日（金） 午前10時
第三次試験	面接 11月16日（土）、17日（日）のうち人事委員会事務局がいずれか1日 を指定	12月6日（金） 午前10時

(2) 社会福祉、心理、デジタル、土木、建築、機械、電気、造園、環境、衛生監視員（獣医師免許所持者） 保育士、保健師、学校栄養、学校事務

	日 時	合格発表日
第一次試験	適性検査（SPI3）〈テストセンター方式〉 8月30日（金）～9月13日（金）のうち各受験者が選択する日	10月2日（水） 午前10時
第二次試験	面接（プレゼンテーションを含む） 10月20日（日）、26日（土）、11月2日（土）、3日（日）、 9日（土）のうち人事委員会事務局がいずれか1日を指定 ※ 5分以内のプレゼンテーションを含みます（詳細については、 P19 参照。）。	12月6日（金） 午前10時

(3) 全区分共通

日時・会場等 詳細	<p><第一次試験> 各受験者が選択した日時、会場 ※ 性格検査と基礎能力検査で異なります。</p> <p style="text-align: center;">〔 性格検査 ：自宅等 基礎能力検査：テストセンター（リアル会場またはオンライン会場） 〕</p> <p><第二次試験以降> 日時等：合格者に専用サイトのマイページ上にて通知します。 会場 ：横浜市役所（横浜市中区本町6丁目50-10）</p>
合格・不合格 結果通知	<p>すべての試験段階において、合否結果については専用サイトのマイページ上にて行いますので、必ず確認してください。</p> <p>※ 郵送による通知は行いません。</p>
合格発表方法	<p>合格者の受験番号を横浜市職員採用案内ホームページに1週間掲載します。</p> <p>※ 合否は必ず横浜市職員採用案内ホームページで確認してください。</p>

4 試験の流れ

手続き・試験の流れ

日付／期間、留意点

採用試験の申込み	プレエントリー	
	【受信】申請受付及びID/パスワード通知メール	
	エントリーシートの提出 ※ 点字受験希望の方は横浜市人事委員会事務局任用課まで御連絡ください。	令和6年8月13日(火)午前10:00～8月27日(火)午前10:00 ※ いかなる場合も申込期限を過ぎた場合は申込みを受け付けることはできません。 専用サイトのマイページ取得後、Step Naviの案内に従い、エントリーシートを御提出ください。 ※ 選択前に必ず年齢要件を御確認ください。 採用試験の申込完了後(エントリーシート提出後)は、申込試験の変更はできません。 また、一度申込みをした試験は、申込を取り下げることはできません。選択の間違いに十分注意してください。(ただし、試験・選考区分を含むエントリーシートの修正は、申込期間中に限り可能です。)
受験番号 通知期間	令和6年8月29日(木)～9月3日(火) ※ 受験番号の確認依頼メールが届きます。 (city-yokohama2024@mypage-info.com)よりメールを受信後、マイページへログインし、Message Boxの通知を確認してください。 ※ 必ずメールが受信できるか、あらかじめ設定を確認してください。 ※ 受験番号の通知前でも令和6年8月30日(金)以降は適性検査(SPI3)の受験が可能です。	
第一次試験〔適性検査(SPI3)〕	【受信】SPI3受験依頼メール	令和6年8月29日(木) (city-yokohama2024@mypage-info.com)よりメールが届きます。メールを受信後、マイページへログインし、内容を確認してください。 ※ 必ずメールが受信できるか、あらかじめ設定を確認してください。
	SPI3受験申込み	令和6年8月30日(金)午前0:00～ 締切直前は、テストセンターの予約が混みあうことが予想されますので、余裕をもって申込みを行ってください。
	SPI3(性格検査)を自宅等で受験	Step Naviの案内に従い、自宅等のパソコンなどで受験してください。 ※ 基礎能力検査より前に受験をしていただく必要があります。
	SPI3(基礎能力検査)をテストセンター(リアル会場またはオンライン会場)で受験	受験期限: 令和6年9月13日(金)まで ※ いかなる場合も受験期限を過ぎた場合は結果を受け付けることはできません。前回結果を送信する場合は9月13日(金)23:59までに送信を完了するようにしてください。
	第一次試験合格発表・試験日程等通知	令和6年10月2日(水) ※ 必ず、採用案内ホームページ及び専用サイトのマイページ上で、結果を確認してください。
第二次試験(事務)	プレゼンテーション資料提出	提出期限: 令和6年10月7日(月)午前10時00分まで ※ エントリーシート提出後から提出することが可能です。 ※ 締め切り後は一切提出することができません。
	プレゼンテーション	令和6年10月12日(土)、13日(日)、19日(土)のうち人事委員会事務局がいずれか1日を指定
	第二次試験合格発表・試験日程等通知	令和6年11月1日(金) ※ 必ず、採用案内ホームページ及び専用サイトのマイページ上で、結果を確認してください。
第二次試験(事務以外)	プレゼンテーション資料提出	提出期限: 令和6年10月7日(月)午前10時00分まで ※ エントリーシート提出後から提出することが可能です。 ※ 締め切り後は一切提出することができません。
	面接(プレゼンテーションを含みます。)	令和6年10月20日(日)、26日(土)、11月2日(土)、3日(日)、9日(土)のうち人事委員会事務局がいずれか1日を指定
	最終合格発表	令和6年12月6日(金) ※ 必ず、採用案内ホームページ及び専用サイトのマイページ上で、結果を確認してください。
第三次試験(事務)	面接	令和6年11月16日(土)、17日(日)のうち人事委員会事務局がいずれか1日を指定
	最終合格発表	令和6年12月6日(金) ※ 必ず、採用案内ホームページ及び専用サイトのマイページ上で、結果を確認してください。

(1) 申込み

申込みはインターネットで行ってください（スマートフォンも可）。

- ※ 複数の申込みはできません。複数の申込みをした場合、最初に申請を受付した申込内容を有効とします。
- ※ 横浜市人事委員会が実施する採用試験については、試験区分や受験の有無に関わらず、当該年度にいずれか1つしか申し込むことはできません。ただし、「障害のある人を対象とした横浜市職員採用選考」及び「横浜市育児休業代替任期付職員採用候補者選考」については、重複して受験することができます。
- ※ 申込締切直前は、アクセスが集中することが予想されます。システム機器の保守点検等により、インターネット申込受付期間中でも一時的に利用できない場合がありますので、申込締切前日までに申込みを完了させるなど、余裕を持って申し込んでください。
- ※ なお、使用される端末や通信回線の障害等が発生した場合のトラブルについては、一切責任を負いません。いかなる場合でも申込受付期間を過ぎての申込みは無効です。

手続きの流れ

プレエントリー	採用試験申込を行う前に、専用サイトのプレエントリーを行ってください。 ※ プレエントリーが完了しましたら、申請受付及び ID パスワード通知メールが届きます。 ※ 専用サイトのプレエントリーの手引きは、採用案内ホームページに掲載していますので、必ず御確認ください。
採用試験申込受付及び エントリーシート提出 ※インターネット受付	令和6年8月13日（火）午前10時00分～8月27日（火）午前10時00分 Step Navi の案内に従い、専用サイトのマイページ上でエントリーシートの登録をしてください。 ※ <u>試験に申し込む前に年齢要件・受験資格等を御確認ください。採用試験の申込み（エントリーシート提出）が完了した場合、申込みを取り下げることはできませんが、試験・選考区分を含むエントリーシートの修正は、申込期間中に限り可能です。</u> ※ エントリーシートの提出では、証明写真の登録が必要です。予め御準備の上、エントリーシートの入力をしてください。
エントリー登録時証明写真 アップロードの規定	・最近6か月以内に撮影した写真にしてください。 ・顔が明確にわかる写真を撮影してください。 ・おひとりで写っている写真を撮影してください。 ・縦：横＝4：3の比率に近い画像を利用してください。 ・アップロードできる画像ファイルは、jpg、jpeg、gif、pngのみです。 ・2MB以下にしてください。 ※ その他の規定については、専用サイトに従ってください。
受験番号の通知	令和6年8月29日（木）～9月3日（火）の間に受験番号の確認依頼メールが届きます。受信次第、マイページ内の Message Box の通知を確認してください。

(2) 第一次試験：適性検査（SPI3）

第一次試験日	令和6年8月30日（金）～9月13日（金）のうち、各受験者が選択する日 ※ 令和6年8月29日（木）にSPI3の受検依頼メールが届きます。受信次第、Step Navi の案内に従い、マイページより受検申込の手続きをしてください。 ※ <u>前回結果を送信する場合は、令和6年9月13日（金）23時59分までに送信を完了するようにしてください。</u>
第一次試験場所	各受験者が選択する会場 〔 性格検査：自宅等 基礎能力検査：テストセンター（リアル会場または自宅等のオンライン会場） 〕
試験の方法、内容等	適性検査【SPI3<性格検査（約30分）、基礎能力検査（約35分）>】 〈性格検査〉 Step Navi の案内に従い、自宅等のパソコンなどで受検してください。 ※ 基礎能力検査より前に受検をしていただく必要があります。 〈基礎能力検査（言語能力、非言語能力の測定）※英語除く〉 テストセンター方式にて行います。 ※ <u>テストセンターの予約は混みあうことが予想されます。必ず期日までに受検ができるよう、十分に余裕を持って申込みを行ってください。いかなる場合でも、期日を過ぎてからの受検はできません。</u>

点字受験について	<p>適性検査（SPI3）は、点字での受験が可能です。御希望される場合は、<u>8月27日（火）午前10時までに</u>電話、Eメール等で横浜市人事委員会事務局任用課に御連絡ください。</p> <p>なお、点字での受験を希望される方については、エントリーシートを提出したあとのテストセンター受験申込は不要です。</p> <p>試験日：令和6年9月11日（水）</p> <p>試験場所：横浜市役所（横浜市中区本町6丁目50-10）</p> <p>※ 試験日及び試験場所の変更はできません。</p> <p><問合せ先></p> <p>TEL：045-671-3347</p> <p>Eメールアドレス：ji-ninyo@city.yokohama.lg.jp</p>
----------	--

注意事項	<p><u>・適性検査（SPI3）を受検するためには、採用試験の受験申込だけでなく、8月30日（金）以降に適性検査（SPI3）の受験申込の手続きを行うことが必要です。</u></p> <p><u>・いかなる場合も、締切を過ぎての受付はできません。</u></p> <p><u>・適性検査（SPI3）受検依頼メール受信用のアドレスに、携帯電話会社が提供するメールアドレスは登録しないでください。適性検査（SPI3）の受検手続きができない可能性があります。</u></p> <p>・事前に「@mypage-info.com」のドメインから送信される電子メールが受信できるように設定してください。</p> <p>・メールアドレスが正しくない等、メールが届かず適性検査（SPI3）の受検ができない場合は、採用試験を辞退したものと扱います。</p> <p>なお、横浜市からメール不着の際に確認等は行いませんので、申込時に正確に登録していただくようお願いします。</p> <p>・基礎能力検査をオンライン会場（自宅等）で受検される場合は、カメラ付きパソコン環境が必要になります。パソコンの利用環境や注意事項、受検の流れ等については、専用サイトより公表している申込みの手引きで必ず確認してください。</p> <p><u>・本人以外の者が代理で回答する、回答中に他者から助言を受ける、通信機器を使用する等の不正行為を固く禁じます。万が一、不正行為と認められる行為が判明した場合、以後の試験を受験することはできません。最終合格発表後にこのような行為が判明した場合は、合格を取り消します。また、採用後に判明した場合には、採用を取り消します。</u></p>
第一次試験合格発表日	令和6年10月2日（水）

(3) 第二次試験

ア 事務区分：プレゼンテーション

第二次試験日	令和6年10月12日（土）、13日（日）、19日（土）のうち人事委員会事務局がいずれか1日を指定
第二次試験場所	横浜市役所（横浜市中区本町6丁目50-10）
試験内容	プレゼンテーション：5分以内（個別形式） プレゼンテーションに対する質疑応答
テーマ	これまでの職務経験等から培った自分の強みを、本市でどのように活かしていきたいか教えてください。
プレゼンテーション資料	<p>提出締切：令和6年10月7日（月）午前10時00分</p> <p><u>エントリーシート提出後から提出することができます。</u></p> <p>提出形式など：PDF形式のみ、合計5ページ以下（1ページを2アップ以上とすることは不可）、2MB以下</p>
第二次試験合格発表日	令和6年11月1日（金）

イ 社会福祉、心理、デジタル、土木、建築、機械、電気、造園、環境、衛生監視員（獣医師免許所持者）、保育士、保健師、学校栄養、学校事務区分：面接（プレゼンテーションを含む）

第二次試験日	令和6年10月20日（日）、26日（土）、11月2日（土）、3日（日）、9日（土）のうち人事委員会事務局がいずれか1日を指定
第二次試験場所	横浜市役所（横浜市中区本町6丁目50-10）
試験内容	個別面接 （プレゼンテーション（5分以内）及びプレゼンテーションに対する質疑応答を含む）
面接時のプレゼンテーションテーマ	これまでの職務経験等から培った自分の強みを、本市でどのように活かしていきたいか教えてください。（学校事務以外の区分は、受験する試験区分の専門性に触れながら発表してください。）
プレゼンテーション資料	提出締切：令和6年10月7日（月）午前10時00分 <u>エントリーシート提出後から提出することができます。</u> 提出形式など：PDF形式のみ、合計5ページ以下（1ページを2アップ以上とすることは不可）、2MB以下
第二次試験合格発表日	令和6年12月6日（金）

注意事項（全区区分共通）	<ul style="list-style-type: none"> ・専用サイトのマイページ上でプレゼンテーション資料の提出をしてください。 ・プレゼンテーション資料提出の手続きの流れは、専用サイトに掲載しますので必ず御確認ください。 ・バージョン等によりシステムで確認できない場合がありますので、<u>必ずPDF形式で提出をしてください。</u>提出形式が異なる場合、資料なしでのプレゼンテーションを行っていただく場合があります。 ・試験日時の変更は受け付けることができません。 ・<u>プレゼンテーション資料は、いかなる場合も期限を過ぎての提出はできません。</u> ・プレゼンテーション資料の提出をしていない方も受験いただけます。ただし、<u>試験当日の資料持込みはできません</u>（御自身用の資料のみ持込み可とします）。 ・プレゼンテーションの実施において、面接委員の資料は事務局で用意します。また、資料は投影できません。
--------------	--

(4) 第三次試験：面接 ※事務区分のみ

第三次試験日	令和6年11月16日（土）、17日（日）のうち人事委員会事務局がいずれか1日を指定
第三次試験受験場所	横浜市役所（横浜市中区本町6丁目50-10）
試験内容	個別面接
注意事項	試験日時の変更は受け付けることができません。
第三次試験合格発表日	令和6年12月6日（金）

5 試験結果について

専用サイトのマイページ上にて、すべての受験者に結果を通知します。

第一次試験	合格者	第二次試験の御案内
	不合格者	当該試験の総合順位、得点及び合格点
第二次試験 (事務区分)	合格者	第三次試験の御案内
	不合格者	当該試験の総合順位、第一次・第二次試験の得点及び第二次試験の合格点
第二次試験 (事務区分以外)	合格者	当該試験の総合順位、第一次・第二次試験の得点及び第二次試験の合格点
	不合格者	第二次試験の合格点
第三次試験 (事務区分)	合格者	当該試験の総合順位、第一次・第二次・第三次試験の得点及び第三次試験の合格点
	不合格者	第三次試験の合格点

※ 合否についての電話等による問合せは一切お断りします。人事委員会事務局では、合否に関する電報、電話などのサービスの取扱いは一切していません。

※ なお、順位及び成績は、採用・配属に影響するものではありません。

6 合格者の決定及び配点

(1) 第一次試験の合格者は、適性検査（SPI3）〈基礎能力検査〉の結果により決定します。

※ 性格検査は、結果の点数化はされません。（性格検査の結果は、面接時に参考資料として使用します。）

(2) 事務区分の第二次試験の合格者は、第一次試験（SPI3）の結果を下表に示した点数を満点として換算し、第二次試験（プレゼンテーション）の結果と総合して決定します。

事務区分の第三次試験の合格者は、第一次試験（SPI3）及び第二次試験（プレゼンテーション）の結果を下表に示した点数を満点として換算し、第三次試験（面接）の結果と総合して決定します。

(3) 事務区分以外の第二次試験の合格者は、第一次試験（SPI3）の結果を下表に示した点数を満点として換算し、第二次試験（面接）の結果と総合して決定します。

(4) どの試験段階においても、いずれかの試験科目が一定の基準に達しない人は、他の成績にかかわらず不合格とします。

		第一次試験	第二次試験		第三次試験	総合点※ ¹
		適性検査 (SPI3) 〈基礎能力検査〉※ ¹	面接	プレゼン テーション※ ²	面接	
事務区分	第一次試験得点	80.0	—	—	—	80.0
	第二次試験得点	20.0	—	200	—	220.0
	第三次試験得点	20.0	—	30	600	650.0
事務区分以外	第一次試験得点	80.0	—	—	—	80.0
	第二次試験得点	20.0	600	—	—	620.0

※¹ 小数点第二位以下の点数は切り捨てます。

※² 小数点第一位以下の点数は切り捨てます。

7 外国籍職員の担当業務について

外国籍の方が受験を希望する場合は、次の事項を確認してください。

(1) 配属について

公務員の基本原則（「公権力の行使又は公の意思の形成に参画する公務員については、日本国籍を必要とする」）に基づき、横浜市では、外国籍の職員は次のような業務や職に就くことができません。

ア 公権力の行使にあたる業務について

公権力の行使にあたる業務とは、次のとおりです。

- ・市民の権利や自由を一方的に制限する内容を含む業務
- ・市民に義務や負担を一方的に課す内容を含む業務
- ・市民に対して強制力をもって執行する内容を含む業務
- ・その他公権力の行使に該当する業務

公権力の行使にあたる業務が含まれる区分と代表的な業務の具体例

<公権力の行使にあたる業務が含まれる区分>

事務、社会福祉、土木、建築、環境

<代表的な業務の具体例>

- 事務 : 各種の許認可、税の賦課・滞納処分、土地収用、占用許可、立入調査、設備の設置命令、各種規制など
- 社会福祉 : 生活保護の決定など
- 土木 : 都市計画決定、開発規制など
- 建築 : 建築行為の制限など
- 環境 : 各種規制など

イ 公の意思の形成に参画する職について

公の意思の形成に参画する職とは、「横浜市の行政の企画、立案、決定等に関与する」職であり、原則として、ラインの課長以上の職及び本市の基本政策の決定に携わる係長以上の職（基本計画の策定、予算審査、組織人事労務管理など）が該当します。

(2) 昇任について

横浜市には係長昇任試験制度があり、外国籍の職員も受験できます。

上記の(1)ア、イに該当しないポストに就くことができ、スタッフ職である理事（局長級）までの昇任が可能です。

8 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は、採用候補者名簿に登載されます。
- (2) 採用の時期は、原則として令和7年4月となりますが、状況により本人の同意を得て、それ以前にも随時採用される場合があります。
- (3) 最終合格発表後に、本試験の過程において不正行為が判明した場合、又は受験資格がないこと（職務経験の証明ができない場合も含む。）や申込書の記載事項が正しくないことが判明した場合、合格を取り消します。また、採用後に判明した場合には、採用を取り消します。
- (4) 保育士区分において、児童福祉法第18条の20の4第3項の規定に基づき、合格から採用までの間に、特定登録取消者（児童生徒性暴力等を行ったことにより保育士の登録を取り消された者等）への該当の有無を確認のため、同条第1項のデータベースの検索を行います。検索の結果、特定登録取消者に該当することが判明した場合は採用されない場合があります。
- (5) 合格から採用までの間に、採用するにふさわしくない非違行為等があった際には、採用されない場合があります。
- (6) 外国籍の人で採用されるのは「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」及び「特別永住者」の人です。
- (7) 年齢・経験にかかわらず「職員Ⅰ」として採用されます。
※ 横浜市の一般職員は、昇任段階により職員Ⅰ～Ⅲの3つに分かれており、その中で職員Ⅰ（市職員としての基礎を身につける職員）として採用されます。
- (8) 職員の定年年齢は、「横浜市一般職職員の定年等に関する条例」により、61歳に到達した年度の年度末と定められています。（令和6年3月時点）
※ 定年年齢は、令和5年4月から2年に1歳ずつ段階的に引き上げられ、令和13年4月に65歳となります。

9 給与

対象者	給与月額例（地域手当を含む。）
事務 デジタル 土木 建築 機械 電気 造園 環境 学校事務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 22歳で大学を卒業し、民間企業における正社員の職務経験が6年、青年海外協力隊経験が2年あり、無職の期間2年を経て、採用時の年齢が32歳の場合 → 267,032円 ・ 22歳で大学を卒業し、民間企業における正社員の職務経験が10年あり、採用時の年齢が32歳の場合 → 271,324円 ・ 22歳で大学を卒業し、民間企業における正社員の職務経験が18年あり、採用時の年齢が40歳の場合 → 307,516円
社会福祉	<ul style="list-style-type: none"> ・ 22歳で大学を卒業と同時に社会福祉士に登録後、正規職員として民間児童福祉施設における職務経験が10年あり、採用時の年齢が32歳の場合 → 290,180円 ・ 22歳で大学を卒業と同時に社会福祉士に登録後、正規職員として民間児童福祉施設における職務経験が18年あり、採用時の年齢が40歳の場合 → 335,536円 ※ 初任給調整手当を含む。
心理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 22歳で大学を卒業し、正規職員として民間病院精神科における職務経験が10年あり、採用時の年齢が32歳の場合 → 287,680円 ・ 22歳で大学を卒業し、正規職員として民間病院精神科における職務経験が18年あり、採用時の年齢が40歳の場合 → 333,036円
衛生監視員 (獣医師免許 所持者)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 24歳で6年制大学を卒業と同時に獣医師免許を取得後、正規職員として民間病院における職務経験が8年あり、採用時の年齢が32歳の場合 → 291,740円 ・ 24歳で6年制大学を卒業と同時に獣医師免許を取得後、正規職員として民間病院における職務経験が16年あり、採用時の年齢が40歳の場合 → 334,892円
保育士	22歳で大学を卒業と同時に保育士に登録後、正規職員として民間保育所における職務経験が18年あり、採用時の年齢が40歳の場合 → 333,036円
保健師	22歳で大学を卒業と同時に保健師免許を取得後、正規職員として民間病院における職務経験が18年あり、採用時の年齢が40歳の場合 → 339,068円
学校栄養	22歳で大学を卒業と同時に栄養士免許を取得後、正規職員として私立学校における職務経験が18年あり、採用時の年齢が40歳の場合 → 327,816円

職員の給与は、「横浜市一般職職員の給与に関する条例」などにに基づき支給されます。

令和6年8月現在の初任給の目安は上表のとおりです。

なお、個々の採用前の職歴の有無・内容に応じて決定するため、金額は異なります。上限額は341,736円（地域手当を含む）となります。

このほか、通勤状況、住まいの状況などに応じて、通勤手当、住居手当などが支給されます。

60歳到達後の最初の4月1日以後の給与月額は、それ以前の7割水準となります。（60歳で採用された場合、上記初任給も7割水準となります。）

また、採用されるまでに条例などの改正等が行われた場合には、その定めるところによります。

10 勤務時間及び休暇等

(1) 勤務時間

原則として、月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分（休憩時間正午～午後1時）までです。職種や配属される職場によっては、早番、遅番、土日祝日勤務、夜間勤務、24時間の交替勤務（当直勤務）もあります（必要に応じて超過勤務が発生する場合があります。）。

(2) 休暇等

年次有給休暇（年間20日間）のほか、夏季休暇、病気休暇、結婚休暇、出生支援休暇、出産休暇、介護休暇などの休暇制度があります。また、育児休業制度、育児短時間勤務制度、自己啓発等休業制度、配偶者同行休業制度などもあります。

(3) 受動喫煙防止対策等

健康増進法の改正に伴い、横浜市が所管する施設は原則、敷地内禁煙又は屋内禁煙です。

なお、勤務時間中（休憩時間を除く。）は禁煙としています。

※ 上記内容は、令和6年8月現在のものであり、変更になる場合があります。また、水道局、交通局、医療局病院経営本部などは一部異なることがあります。

11 申込方法

申込方法の詳細は、横浜市職員採用案内ホームページに掲載しますので御確認ください。

横浜市職員採用案内ホームページ URL

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/saiyo-jinji/saiyo/>

横浜市職員採用試験・選考 専用サイト（申込受付フォーム）URL

<https://mypage.3010.i-webs.jp/city-yokohama2024/>

12 その他

- (1) 第一次試験について、自宅等で受験される場合はインターネットが使用できるパソコン環境等が必要です。通信料等は自己負担となります。
- (2) この試験において提出された書類は、一切返却しません。
- (3) 受験に際して市が収集する個人情報、採用試験及び採用に関する事務以外の目的への使用は一切しません。ただし、採用者の個人情報は、人事情報として使用します。
- (4) 試験日等の変更や非常時のお知らせがある場合には、ホームページ及び横浜市人事委員会事務局公式X(旧：Twitter)でお知らせしますので、確認してください。
- (5) 障害等のために受験上の配慮を必要とされる方は、必ず8月27日(火)午前10時までに電話・E-mail等で人事委員会事務局任用課に相談してください。

13 よくある質問

○採用マイページ、エントリー・ログインについて

▼専用サイトのお問い合わせを御確認ください。

<https://support-d.i-webs.jp/city-yokohama2024/faq/list>

※ 令和6年度横浜市職員採用試験・選考 専用サイトに関係する事項についての質問は、専用サイト内の「お問い合わせ」を御確認ください。それでもわからないことがある場合は、下記お問い合わせフォームからご連絡ください。

▼上記の専用サイトのお問い合わせでもわからないことがある場合

<https://support-d.i-webs.jp/city-yokohama2024/contact/guide>

○適性検査（SPI3）の受検申込や予約日程変更などについて

提供元の株式会社リクルートマネジメントソリューションズWEBページ及びお問い合わせ先を御参照ください。

▼よくある質問と回答

https://arorua.net/viva/docs/faq_tc.jsp

<テストセンターに関するお問い合わせ：テストセンターヘルプデスク>

（検査内容に関する質問についてはお答えできません。）

TEL：0570-081818（受付時間 9:00～18:00/土日祝含む毎日）



【令和5年度実施結果】

▼ホームページの実施状況・結果を御確認ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/saiyo-jinji/saiyo/saiyo-info/zyokyo/>



【問合せ】

横浜市人事委員会事務局任用課

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10

電話 045 (671) 3347 FAX 045 (641) 2757

▼横浜市職員採用案内ホームページ

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/saiyo-jinji/saiyo/>



▼令和6年度横浜市職員採用試験・選考 専用サイト

<https://mypage.3010.i-webs.jp/city-yokohama2024/>



▼横浜市人事委員会事務局公式 X (旧 Twitter) @yokohama_ninyo

▼横浜市人事委員会事務局公式 Instagram @yokohama_recruit

【求められる職員像<全試験共通>】

■ヨコハマを愛し

- ・ヨコハマに愛着をもち、市民に貢献する仕事に誇りと熱意を持って行動する。
- ・「住みたい都市」「住み続けたい都市」「選ばれる都市」の実現に向け、一人ひとりが横浜市の代表であるとの意識を持って、横浜の魅力を発信する。

■市民に信頼され

- ・求められる知識や能力を備え、自らの役割と責任を果たす。
- ・市民目線で考え、相手の立場や気持ちに寄り添い、自らの行動とヨコハマの未来に対する責任を持つ。
- ・多様性を尊重するとともに、社会の要請にこたえるなど、職員行動基準を遵守して、公務員としての自覚を持ち、誠実・公正に行動する。

■自ら考え行動する職員

- ・一人ひとりの意欲が組織力の向上につながることを認識し、チームで日々の業務に取り組む。
- ・全体最適、協働・共創の姿勢で、多様化・複雑化する行政課題にスピード感を持って果敢に挑戦する。
- ・自らのキャリア形成を考え、時代に応じたスキルや技術の習得に向けて努力を惜しまず、積極的に能力開発を行う。

横浜市人事委員会事務局任用課 令和6年8月発行